

会 員 会 費 規 程

平成 2 2 年 5 月 2 8 日 制 定

平成 2 5 年 6 月 2 1 日 改 正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人奥多摩町シルバー人材センターの会員の会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第 2 条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 正会員の会費は、年額 2, 0 0 0 円とする。

(2) 賛助会員の会費は、別表に定める額とする。

2 前各号の会費については、経済的事情又は病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日等)

第 3 条 会員は、前条の会費を一括して、毎年 3 月末日までに納入するものとする。

ただし、新規入会申し込み者は、理事会において入会を承認された後、1 箇月以内に納入するものとする。

2 会員が年度の途中で退会する時は、既に納入した会費は返却しない。

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

種 別	会 費 額
個 人	年額 1 口 2, 0 0 0 円
団 体	年額 1 口 1 0, 0 0 0 円